

第2部 計画策定に関する参考資料

参考資料Ⅰ 各種実態調査 調査票及び調査結果(公表資料)

●県民への意識調査関係

- ・ながさきWEB県政アンケート結果
「ケアラー(ヤングケアラー)に関する意識調査」

●ケアラー実態調査関係

- ・長崎県ケアラー当事者実態調査【調査票】
 - ① 主に高齢者をお世話するケアラー向けの実態調査票
 - ② 主に障害者をお世話するケアラー向けの実態調査票
- ・長崎県ケアラー当事者実態調査結果【概要】
 - ① 主に高齢者をお世話するケアラー
 - ② 主に障害者をお世話するケアラー
- ・ケアラー支援機関向け実態調査【調査票】
- ・ケアラー支援機関向け実態調査結果【概要】

●ヤングケアラー実態調査関係

- ・ヤングケアラー(児童・生徒向け)実態調査【調査票】
 - ① 小学生の生活についてのアンケート調査
 - ② 中学生・高校生の生活についてのアンケート調査
- ・長崎県ヤングケアラー実態調査概要版【調査結果】
- ・学校向け実態調査【調査票】
 - ① 小学校におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査
 - ② 中学校・中等教育学校・高等学校におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート
- ・学校向けヤングケアラー実態調査結果(概要版)

ケアラー（ヤングケアラー）に関する意識調査

【調査目的】

「ケアラー」とは、高齢や障がい、病気などにより援助を必要とする家族や身近な人に対して、無償で介護や看護、日常生活上のお世話をしている方のことで、例えば、高齢者が高齢者家族や親族の介護を担う「老老介護」、子育てと親の介護を同時に担う「ダブルケア」、未婚や離婚、きょうだいがいないなどの理由により一人で親の介護を担う「シングル介護」が話題になっているように、近年、少子高齢化や核家族化の進展などの社会環境の変化によって、家庭におけるケアの人手が不足し、ケアラーに過度な負担がかかっています。

また、子ども（18歳未満）のケアラーは「ヤングケアラー」と呼ばれていますが、本来であれば大人が担うべき病気や障がいのある家族等のお世話を忙殺され、本来受けるべき教育を受けたり、同世代との人間関係を満足に作る事ができないような状況が生じています。このように、子どもの年齢や成長の度合いに見合わない負担によって、本人の育ちや教育に影響があるといった課題が生じています。

ケアラー（ヤングケアラー）は、仕事や学業との両立や自分の時間が取れないなど様々な負担があるにも関わらず、社会的に十分に理解されているとは言えず、悩みを抱えたまま生活している方が多くいると思われます。

本県では、令和4年10月に「長崎県ケアラー支援条例」が制定されました（令和5年4月施行）。この条例に基づき、今後「長崎県ケアラー支援推進計画」を策定し、県民の皆様にケアラー（ヤングケアラー）が身近な問題であることを知っていただき、ケアラー（ヤングケアラー）を支援するための各種施策を推進していきます。

そこで、県政モニターの皆様に、ケアラー（ヤングケアラー）に関する認識や、県民への啓発を含めケアラー支援のあり方などについて御意見を伺い、今後の施策検討の参考といたします。

【調査担当課】 福祉保健部 長寿社会課

【調査期間】 令和5年1月27日～2月13日（18日間）

【調査対象】 ながさき WEB 県政アンケート全モニター（338名）

【回答状況】 回答者 275名（回答率 81.4%）

※回答は、項目ごとに小数点以下第2位を四捨五入しているため、項目ごとの合計が100%にならない場合があります。

◆回答者の年齢構成

年齢	人数	構成比
10代	0	0.0%
20代	15	5.5%
30代	58	21.1%
40代	58	21.1%
50代	63	22.9%
60代	53	19.3%
70代以上	28	10.2%
合計	275	100%

【調査結果】

Q1. あなたは「ケアラー」という言葉を知っていますか。

選択肢	人数	構成比
よく知っている	55	20.0%
ある程度知っている	142	51.6%
聞いたことはあるがよく知らない	51	18.5%
全く知らない	27	9.8%
合計	275	100%



Q2. あなたは「ケアラー」という言葉をどこで知りましたか。(複数回答可)

※Q1で「よく知っている」「ある程度知っている」と回答した方が対象

選択肢	人数	構成比
新聞	101	51.3%
テレビ・ラジオ	167	84.8%
インターネット(SNS)	87	44.2%
県広報誌	14	7.1%
市町村広報誌	11	5.6%
その他の広報誌	12	6.1%
書籍	16	8.1%
講演会・セミナー	8	4.1%
家族や親族、知人からの情報	12	6.1%
その他	7	3.6%
回答者数合計	197	100%

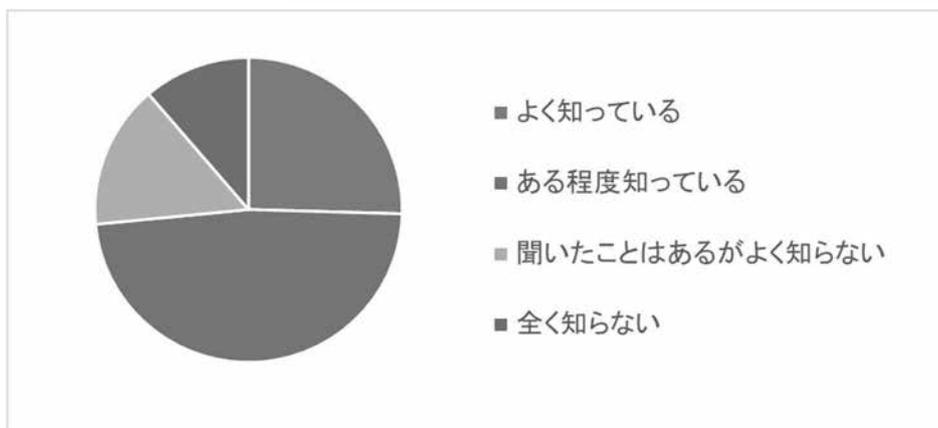
※構成比は、回答者数(197)に対する割合

<その他の回答>

- ・勤務している(いた)職場 4、・大学等学校の授業 2
- ・教育機関誌 1

Q3. あなたは「ヤングケアラー」という言葉を知っていますか。

選択肢	人数	構成比
よく知っている	70	25.5%
ある程度知っている	132	48.0%
聞いたことはあるがよく知らない	42	15.3%
全く知らない	31	11.3%
合計	275	100%



Q4. あなたは「ヤングケアラー」という言葉をどこで知りましたか。(複数回答可)

※Q3で「よく知っている」「ある程度知っている」と回答した方が対象

選択肢	人数	構成比
新聞	105	52.0%
テレビ・ラジオ	174	86.1%
インターネット(SNS)	90	44.6%
県広報誌	15	7.4%
市町村広報誌	11	5.4%
その他の広報誌	8	4.0%
書籍	15	7.4%
講演会・セミナー	10	5.0%
家族や親族、知人からの情報	12	5.9%
その他	6	3.0%
回答者数合計	202	100%

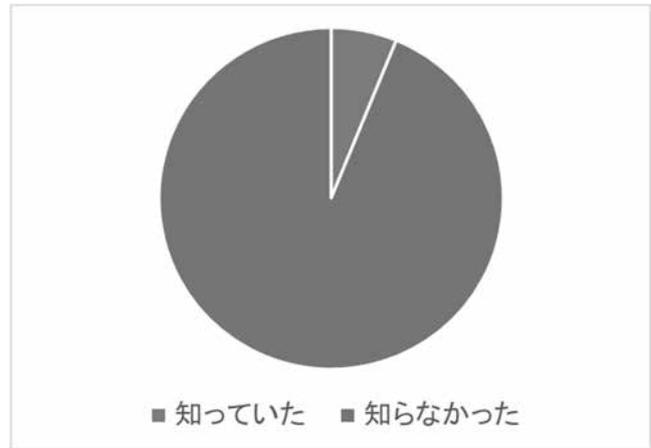
※構成比は、回答者数(202)に対する割合

<その他の回答>

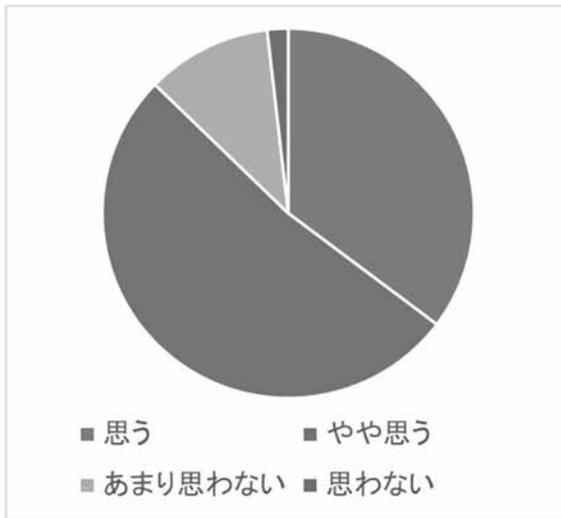
- ・勤務している(いた)職場 3、・大学等学校の授業 1
- ・教育機関誌 1、・現在直接支援を行っている 1

Q5. 令和4年10月に「長崎県ケアラー支援条例」が制定されたことを知っていましたか。

選択肢	人数	構成比
知っていた	17	6.2%
知らなかった	258	93.8%
合計	275	100%

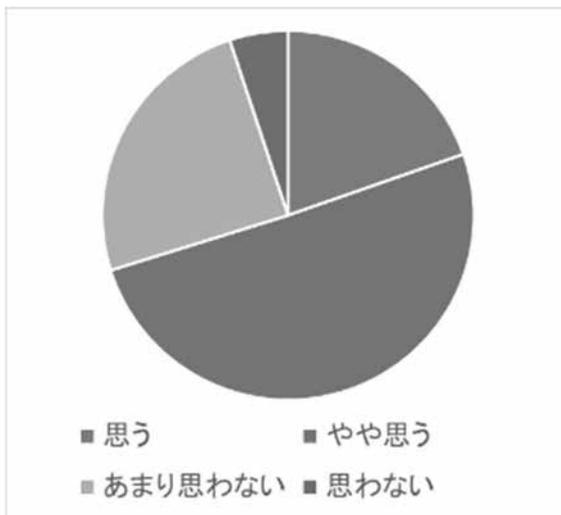


Q6. 自分の周りに家族等のケアで困っている人がいたら、できることがあれば手助けしたいと思いますか。



選択肢	人数	構成比
思う	97	35.3%
やや思う	143	52.0%
あまり思わない	30	10.9%
思わない	5	1.8%
合計	275	100%

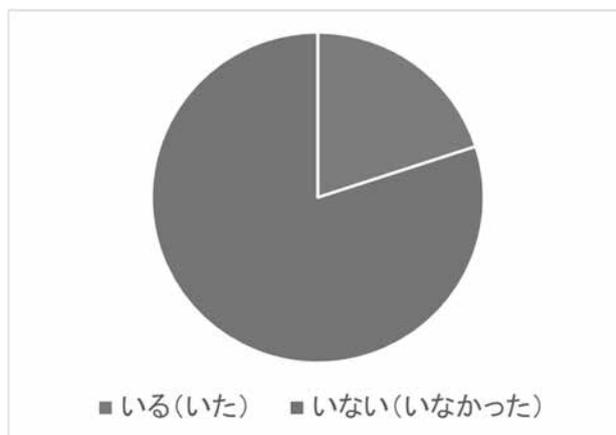
Q7. 今後、ケアラー・ヤングケアラーの状況や支援の必要性、ケアラーを孤立させないなどの支援策について知る機会があったら、参加してみようと思いますか。



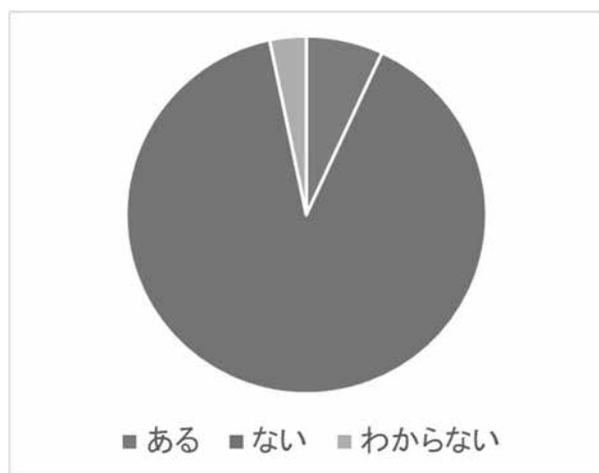
選択肢	人数	構成比
思う	54	19.6%
やや思う	139	50.5%
あまり思わない	68	24.7%
思わない	14	5.1%
合計	275	100%

Q8. あなたの周りに、ケアラー・ヤングケアラーと思われる人はいます(いました)か。

選択肢	人数	構成比
いる(いた)	55	20.0%
いない(いなかった)	220	80.0%
合計	275	100%



Q9. あなたはケアラー・ヤングケアラーから相談を受けたことがありますか。



選択肢	人数	構成比
ある	19	6.9%
ない	247	89.8%
わからない	9	3.3%
合計	275	100%

Q10. その方へどのような対応をしましたか。(複数回答可)

※Q9で「ある」と回答した方が対象

選択肢	人数	構成比
話を聞いた	18	94.7%
必要な支援等のアドバイスをした	10	52.6%
相談支援機関の情報を伝え、相談を促した	9	47.4%
相談支援機関に連絡を入れた	2	10.5%
相談を受けて以降、定期的に様子を気にかけている	10	52.6%
上手く対応できなかった	1	5.3%
その他	1	5.3%
回答者数合計	19	100%

※構成比は、回答者数(19)に対する割合

<その他の回答> ・介護の手伝いをしている 1

Q11. ケアラーに必要な支援はどのようなものだと思いますか。(複数回答可)

選択肢	人数	構成比
経済的支援	173	62.9%
勤務しやすい柔軟な働き方	140	50.9%
ケアラーに役立つ情報の提供	139	50.5%
気軽に情報交換できる環境の紹介・提供	132	48.0%
電話や訪問による相談体制の整備	125	45.5%
気軽に休息や睡眠がとれる機会の確保	109	39.6%
入居施設等の生活の場の整備・充実	108	39.3%
社会的なケアラー支援への理解	108	39.3%
ケアラーの健康管理への支援	104	37.8%
24時間対応の在宅サービスの提供	103	37.5%
就労及び再就職への支援	99	36.0%
専門職や行政職員のケアラー支援への理解	83	30.2%
家族が亡くなった後のケアと生活の継続	78	28.4%
災害時も含め緊急時にケアの相手を変えないサービス	47	17.1%
特にない	4	1.5%
その他	3	1.1%
回答者数合計	275	100%

※構成比は、回答者数(275)に対する割合

<その他の回答>

- ・ケアラーにかかわらず多様な支援を求めるときにワンストップで相談できるセンターが必要。110番のように認知されたものを作る。
- ・ケアラーに寛容な社会システムや社会通念の構築
- ・実際のケアの支援の提供と公費負担

Q12. ヤングケアラーに必要な支援はどのようなものだと思いますか。

(複数回答可)

選択肢	人数	構成比
家族の病状が悪化するなどヤングケアラーが困ったときに相談できるスタッフや場所があること	200	72.7%
信頼して見守ってくれる大人がいること	173	62.9%
ヤングケアラーの代わりに家事やケアをしてくれる人がいること	160	58.2%
将来のことを相談できる場があること	155	56.4%
ヤングケアラーが自由になる時間が増えるようなサポートがあること	140	50.9%
学校の先生や他の生徒がヤングケアラーについて知り、理解を深める機会があること	129	46.9%
福祉サービスに関する情報がわかりやすく得られること	127	46.2%
福祉サービスの人に会って話をすることができること	106	38.5%
学校で宿題や勉強をサポートしてもらえること	98	35.6%
ヤングケアラーがケアをしている相手の病気や障害について、わかりやすく説明してもらえること	91	33.1%
ヤングケアラー同士で話し合えること	74	26.9%
特にない	4	1.5%
その他	4	1.5%
合計	275	100%

※構成比は、回答者数(275)に対する割合

<その他の回答>

- ・ヤングケアラーは、自分がヤングケアラーだということを自覚していない場合が多い。周囲が本人に気づかせることをまずしなければ、支援には結びつかない。
- ・生活全ての支援
- ・経済的支援
- ・ヤングケアラーが、生まれたい状況を、作ること。行政がしっかり介入していくことが必要。

Q13.あなたの身近にケアラー（ヤングケアラー）がいた場合にできそうな具体的支援について

●主なご意見

■話を聞く（相談に乗る）。（心理的負担の軽減や見守りへの協力）

- ・話しかけたり、悩みを聞く。
- ・健康相談を含め、話を聞く、ストレスのはけ口にしてもらうぐらいしかできない。
- ・普段から相談が出来るような人間関係の構築。
- ・ヤングケアラーの方の話し相手ができてばいいのですが、近所のおばちゃんに気軽に話してくれるように努力し、できれば食事の提供をしてあげたり、相談できる窓口を探してあげたい。

■相談先や資源を教える

- ・自分一人抱え込まずにまわりに相談する事を勧める。
- ・話を聞いて、公的な介護が必要な場合は社会福祉に連絡をして、介護度を認定してもらう。その上で、どんなサービスを受けれるのか、ケアマネジャーさんと相談するようにアドバイスする。連絡などが必要な場合にはお手伝いする。
- ・助けになりそうな情報を知らせる。子どもなら学校を通じて福祉課などに連絡をとってもらう。

■代わりに（一緒に）相談（連絡）する

- ・行政にも掛け合っとうにかできないか助けを求める。
- ・地域を中心とした支援が一番良い。とくに民生・児童委員との連携を図る。
- ・本人が助けを求めていたら行政窓口と一緒に相談に行く。助けを必要ないと言う時は見守り気にかける。

■自身の経験や専門性を活かした支援をする

- ・ケアマネジャーをしていますので行政機関や各関係機関につなげることができる。
- ・社会人として過去に経験した業務や知識を活かし、金融機関及び社会福祉協議会等の窓口相談に同行して相談、行政の福祉担当の対応窓口の紹介及び同行して相談、困っていることに対し知識を習得するために関連書籍などを調べ教示、等。
- ・福祉の仕事をしているので積極的にかかわりたい。進学や支えになるように会話をしていきたい。

■生活を支援する、経済的支援をする

- ・お掃除や洗濯など家事の手伝いや、自宅で作ったお惣菜のお裾分けができる。
- ・学校の勉強が遅れている場合には、教科は限られますが勉強を教えることができる。
- ・ケアしている人の通院や移動を支援する。買い物の手伝いをする。
- ・日常的な買い物の支援や役場等への諸手続きの補佐など。
- ・電気には詳しいので電化品についての不具合についての相談。
- ・金銭的な支援。

■ケアラーの仕事との両立を支援する

- ・勤務シフトを融通する。
- ・時間の融通がきく仕事もあるので、時間休などの対応ならできる。

■地域に働きかける（資源の開拓・活用）

- ・ケアラーのサポートボランティアを増やす。

■その他

- ・第三者の相談役が、何か資格や役職がないといけないならばハードルは高いですが、ボランティア活動として主婦でもよければ、いくらでもお手伝いしたい。
- ・一般人の中でもボランティア精神のある方や時間の余裕、経済的余裕がまずないとサポートは難しいと思う。
- ・支援するには、自分自身に余裕が必要。支え合える余裕づくりを行政にしていきたい。力になりたいとは思っているが、自分自身のことでいっぱいになっている人ばかりのように思う。
- ・正直なところ、どこまで踏み込んでいいのかわからないので、親類等でなければなかなか難しいのではないかと。

Q14. 県民の皆様、ケアラー及びヤングケアラーのことについて知っていただき、ケアラー支援の必要性について理解をいただくためのご提案

●主なご意見

■新聞やテレビを通じた情報発信

- ・県内のケアラーの問題を取り上げる。

■自治体広報誌による情報発信（相談先周知）

- ・県広報誌や県提供テレビ番組での重点的なPR活動。
- ・各市町広報誌に記載。（支援の必要性だけでなく、どういう支援を受けられるかも。）

■SNS等を通じた情報発信

- ・ヤングケアラーは特にスマホの使用頻度が高いと思うので、「家族の介護に疲れたら」というアイコンなどあれば気軽に繋がれるのでは。

■啓発資材等の制作

- ・チラシやポスターの制作。
- ・マンガやアニメ、ドラマなど、感覚的に理解しやすいものの制作。
- ・「介護、障がいのサポートブック」のようなものを県民のサポートブックとし世帯配布。

■学校でのケアラーに関する理解を深める教育、学校を通じた情報発信

- ・学校から生徒へ情報提供。生徒自身がケアラーだと気づいていない。生徒だけでなく保護者も資料配布してみる。
- ・小学校から教育の一環としてケアラーという言葉を知ることから始めてみんなでサポートしていくという態勢を拡散する。

■講演会・シンポジウムの開催

- ・経験者の講演会を実施し、伝えていくことが大切。
- ・学校、企業などでの講演。

■街頭や人の集まる場所での啓発活動

- ・学校や会社、図書館などでリーフレットを配布。
- ・近くの市が運営している公民館や支所で、ケアラーの憩いの場を提供し、ケアラーがどの様に日常困っているかを知る。

■その他

- ・自治会役員の役職にケアラー担当者を設ける。・ケアラー訪問を自治会で行う。
- ・ヤングケアラー月間などの策定。・ポスターや標語の募集。

Q15. ケアラー・ヤングケアラー支援施策に対する期待、意見、要望

●主なご意見

■情報発信

- ・広報の機会を多く設けて周知することが重要。
- ・リアルなヤングケアラーの声、実情を知りたい。
- ・警察が年に一度、家族の人数やら聞きにくるが、その時にチラシを配るなどして、相談できるところがあることを伝える。

■相談しやすい環境づくり、相談先の周知

- ・相談できる行政窓口の周知。
- ・困った時に、気軽に相談できるよう、例えば地域包括支援センターで相談員を配置。
- ・相談に乗る人は老若男女いろんな人がいて欲しい。
- ・ネットで相談できるようにする。24時間受付の体制を組む。

■ケアラーの生活支援や経済的支援の充実

- ・安くて簡単に預かってもらえるような仕組み。
- ・高齢者がいる若い世代の負担軽減。
- ・学業や仕事が続けられるような公的サービス。
- ・無料の学習塾。
- ・個人で自宅で介護している人の経済的な支援（自宅での介護の物品が手に入れやすくなったり、いざという時に要介護の家族を福祉サービスに預けれる機会が持てたりと、個人の介護の負担を軽減できる）。
- ・障害のある方々や支援する方にとっては、通勤できる場所、その交通費の補助、住まいとなる住宅やグループホームの助成などの支援。

■ケアラーの心身の健康支援

- ・ケアラーの健康管理。
- ・ケアラー同士の交流会や、ケアラーをさらにケアする組織。
- ・地域ごとに話し合う場、集える場所。
- ・もっと気軽に愚痴を言えたり、手助けできる場所。

■関係部署によるケアラーに関する情報共有と支援

- ・行政は様々な申請手続き等でケアラー（ヤングケアラー）と接するチャンスはあるので、その機会を逃さずに家族構成等の情報を得るようにしてはどうか。縦割りですべての部署で情報をもったままにしておくのではなく、横断的に情報の共有・連携をするよう行政側の意識を変えてほしい。
- ・過度な負担になっているのか本人自身も気づきにくい。当事者は相談する時間も無いと思うので、関わりをもっている学校関係者、医療機関、福祉課等の行政が積極的に本人達に情報を提供し、支援が受けられるように行政が動いて欲しい。
- ・情報を確実に迅速に共有できる体制が出来れば良いと思うが、プライバシーや人権の問題も関わってきますから、慎重にならざるを得ない。

■支援を行う人材の育成

- ・ヘルパーの育成。
- ・ボランティア講座。

■その他

- ・介護などは気軽に外部委託できないといけないため、まずは介護職員の待遇を改善。
- ・施策については県民に必要性を訴えて地域ごとに考えて頂きたい。
- ・色々な課題に対して支援する事が先行して検討される風潮が強くなって来ている。もう少し支援される人たちの自立を促す取り組みにも力を入れても良いのでは。